

ご存知
ですか？

便利になった住民基本台帳カード(住基カード)

■問合せ 町民税務課 ☎47-8015

○住基カードって？

住民基本台帳ネット
ワークシステムのサー
ビスの一つで、希望さ
れる方に交付する、高
度のセキュリティ機能
を備えたICカードです。
顔写真付きのもの



顔写真付きのものとは
ないものの2種類から選ぶことがで
き、顔写真付きのものは、公的な身
分証明書として利用できます。カー
ドの有効期限は10年間です。

○便利な機能って？

■県内22箇所の自動交付機で利用で
きます。
※JR福井駅東口A O S S A、大野
市役所、高浜町役場など

- さらに、証明書交付手数料が100
円お得です！
- 窓口での手数料 300円

自動交付機での手数料 200円
※ただし、平成26年3月31日までの
期間限定です。

取得できる証明書 印鑑登録証明書、住
民票の写し、納税証明書、所得証明

書、資産証明書

【No.1】

印鑑登録証として利用できます。
※すでに印鑑登録されている方は、
たんなるカードと交換します(カー
ドと身分証明書をお持ちください)。

【No.2】

今なら、住基カードの発行手数料
(通常は500円)が無料！
※ただし、平成26年3月31日までの
期間限定です。

○住基カードの申請は…

持ち物 本人確認書類(①または②)、
印鑑

① 顔写真付のもの(2つ(運転免
許書、身体障害者手帳など))

② 顔写真付のものを1つとその他
(健康保険証、年金手帳など)のも
の1つの併せて2つ

受付時間 午前8時30分～午後4時30分
※発行は30分程度で即日交付します。
(書類の不備や各総合事務所では翌
日以降となります)

※印鑑登録される方は、登録する印
鑑も併せてお持ちください。

※すでに住基カードをお持ちの方は
切り替えが可能です。

医療費助成制度のお知らせ

問合せ 町民税務課

☎47-8015

医療費受給者証の更新

町では、医療機関で支払った医療費
(保険適用分)等を助成しています。助
成制度の対象となる方(家庭)は、申請
が必要です。必ず申請をしてください。

母子家庭等、父子家庭、重度障害者
(児)、子ども医療費(小学4年生～中
学3年生)の医療費受給者証の有効期
限は、7月31日(日)です。更新の手
続きをしてください。

※本人および扶養義務者の所得が一定
額を超えた場合、医療費の助成は受
けられません。

受付期間 8月5日(金)まで

午前8時30分～午後5時30分
(土・日曜日は除く)

※ただし、8月4日(木)、5日(金)
は午後8時まで受け付けます。

受付場所 町民税務課

各総合事務所生活福祉G

持ち物 医療費受給者証、健康保険証
または組合員証、印鑑、通帳、
障害者手帳など

※本人および家族の方で、平成23年1
月1日現在南越前町に住所がなかつ
た方は所得証明書が必要です。

※子ども医療費(小学4年生～中学3
年生)の申請については、所得税が
非課税と証明できる書類(源泉徴収
票、確定申告の控え)をお持ちくだ
さい。

※子ども医療費(小学4年生～中学3
年生)の申請については、所得税が
非課税と証明できる書類(源泉徴収
票、確定申告の控え)をお持ちくだ
さい。

助成制度	対象となる方(家庭)
母子家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 夫と死別または離婚し、20歳に満たない子を養育している家庭 夫と死別または離婚し、現在、婚姻していない一人暮らしの方(75歳未満)
父子家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 妻と死別または離婚し、20歳に満たない子を養育している家庭
重度障害者(児)医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する方 療育手帳の交付を受けた方(手帳に記載あり) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 小学3年生までの子ども(更新の必要はありません) 小学4年生～中学3年生までの子ども(ただし、父母の所得税が非課税の場合のみ) <p>※小学1年生～中学3年生までは自己負担があります</p>